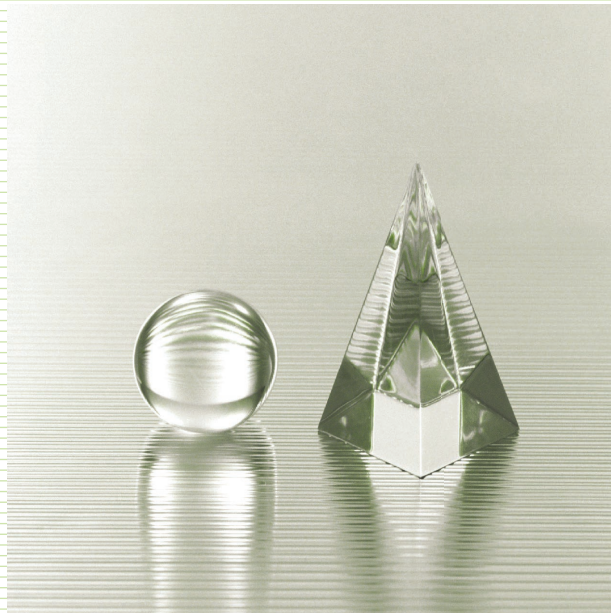




序 論



1 第2回検証結果の公表に当たって

1.1 はじめに

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）は、第一審の訴訟手続について2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させるという目標期間を設定し、このような裁判の迅速化は、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとしている（迅速化法2条1項）。

迅速化法は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、最高裁判所が、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を2年ごとに公表するものとし（迅速化法8条1項）、検証の結果は、上記のような裁判の迅速化を推進するために必要な国の施策の策定、実施に当たって、適切な活用が図られなければならないとする（同条2項）。これを受けて、最高裁判所は、裁判の迅速化に係る検証に関する規則（平成15年最高裁判所規則第26号）を制定し、同規則1条において、最高裁判所事務総長が、検討会（以下「検証検討会」という。）を開催し、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者の意見を聴くこととしている。

そして、最高裁判所は、平成17年7月に第1回目の検証結果の公表を行った（以下、この公表に係る報告書を「第1回報告書」という。）。第1回報告書では、審理を長期化させる要因として、①事件の性質・内容に内在する要因、②当事者に関する要因、③裁判所に関する要因、④その他の要因を挙げ（それぞれについて実務経験上考え得る仮説を提示した。）、審理が遅延している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日等の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしていると考えられ、さらに、これらの要因の背景には、このような要因を生み出す制度的制約、社会・経済的な環境があることを指摘した（第1回報告書6頁1.2.1参照）。その上で、第1回報告書では、これらの検証の出発点として、当時の裁判の運営の実情を、審理期間という観点から明らかにするため、民事及び刑事の第一審訴訟事件を対象に、裁判所が収集している各種事件統計データを用い、審理期間の現状について詳細な検証を行った（第1回報告書9頁1.3.1参照）。

本報告書は、最高裁判所の行う検証の第2回目の結果公表に係るものである。

1.2 第1回目の検証結果公表後の制度の実施状況等について

平成17年7月の第1回目の検証結果公表後、新たに施行された制度等としては、民事関係では、労働審判制度（平成18年4月1日施行）、刑事関係では、公判前整理手続及び期日間整理手続（平成17年11月1日施行）、被疑者に対する国選弁護人の選任制度及び即決裁判手続（平成18年10月2日施行）等が挙げられる。また、平成18年4月、総合法律支援法に基づき、日本司法支援センター（法テラス）が設立され、平成18年10月から業務を開始した。

2 第2回公表に向けた検証作業の概要及び本報告書の概要等について

2.1 統計データ^{*1*}に基づく分析について

○ 本報告書における統計データ分析の概要

第1回報告書における検討の基礎となった各種事件統計データは、この検証作業を行うことを直接の目的としたものではなかったため、必ずしも必要な項目が網羅されていたわけではなかった。そこで、第1回目の検証結果の公表後、検証検討会における議論を踏まえ、第一審の事件票について、今後の検証作業を効果的に実施する上で有益と思われるデータ項目を追加した。

本報告書では、民事及び刑事の第一審訴訟事件については、第1回報告書で行ったような網羅的なデータ分析は行わないが、事件票に追加されたデータ項目により新たに明らかになった点及びこれに関連する事項については、最新の統計データに基づく分析、検討を行っている。このほか、審理期間、期日回数又は開廷回数、期日間隔又は開廷間隔、人証数又は取調べ証人数等に関するデータは、本報告書においても、最新のものを掲載した（その他事件票の各項目をクロス集計したものについては、末尾の資料編の中に収録している。）。

また、本報告書では、新たに、民事及び刑事の控訴審訴訟事件について、前回の第一審訴訟事件と同様に、事件票のデータに基づき、審理期間の状況等に関する詳細な分析、検討を行っている。

以下、第一審訴訟事件に関しては事件票の改訂により新たに明らかとなった点を中心に、控訴審訴訟事件に関しては審理期間の実情等について、本報告書における統計データに基づく分析の要点を概観する。

○ 民事第一審訴訟事件について

平成18年1月から12月までの間に終局した地方裁判所の民事第一審訴訟事件の平均審理期間は7.8月であり、このうち人証調べを実施した事件に限った場合の平均審理期間は18.8月である。平均審理期間の長い事件類型は、「公害差止め」（25.7月）、「医療損害賠償」（25.5月）、「建築瑕疵損害賠償」（23.7月）などであり、審理期間が2年を超える事件の割合は5.5%である。

人証調べに関し、人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数がデータ項目に追加された結果、大まかなものではあるが、審理期間の手続段階別内訳等を把握できることとなった。人証調べを実施した事件の平均人証数は2.8人であるが、その平均人証調べ期間（人証調べ開始日から人証調べ終了日までの平均期間）は0.9月であり、審理期間全体（18.8月）に対する割合は4.8%にすぎず、審理期間の中では、争点整理期間（第1回口頭弁論期日から人証調べ開始日までの期間）の占める割合が最も大きい。また、人証調べ実施事件の平均人証調べ期日回数は1.4回であり、平均全期日回数（10.3回）の13.6%、平均口頭弁論期日回数（5.0回）の28.0%にとどまっている。近年、実務感覚からも、集中証拠調べの浸透により、審理期間全体に対する人証調べ期間の比重が下がり、審理期間が長期化する場合、人証調べに要する期間より、争点整理に要する期間の長期化が強く影響していると思われていたが、統計データからもこれが裏付けられているといえる。

また、上訴の有無がデータ項目に追加された。判決で終局した民事第一審訴訟事件のうち上訴がされた事件の割合（上訴率）は16.8%、全終局事件（和解等で終局した事件をも含む。）に対する上訴事件の割合は7.1%

*1 本報告書において分析に利用したデータは、第1回報告書と同様、「事件票」に基づくものである。事件票は、審級ごとに作成され、それぞれの審級において事件が終局すると作成される。

*2 なお、端数処理の関係上、個々の数値と合計値が合致しない場合がある。

である。上訴率が高い事件類型は、「公害差止め」(54.5%)、「知的財産」(44.8%)、「知的財産金銭」(43.9%)、「労働」(42.9%)、「医療損害賠償」(40.1%)などである。

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟についても、同様の統計数値を分析しているほか、医事関係訴訟においては、鑑定、調停、証拠保全及び診療科目に関する事項が、建築関係訴訟においては、鑑定、調停及び瑕疵主張に関する事項が、行政事件訴訟においては、補正命令に関する事項が、それぞれデータ項目に加えられており、この点に関する統計数値の分析も行っている。

○ 刑事第一審訴訟事件について

平成18年1月から12月までの間に終局した地方裁判所の刑事通常第一審事件の平均審理期間は3.1月であり、審理期間が1年を超えるものは1.6% (1209人)、2年を超えるものは0.3% (217人)にすぎない。

起訴された事実(公訴事実)の全部又は一部が否認され、あるいは公訴事実は認めるものの正当防衛等の犯罪の成立を妨げる事情や刑の減免事由が主張される事件(否認事件)の比率(否認率)は6.9%である。否認事件の平均審理期間は8.9月であり、審理期間が1年を超える事件の約7.8割が否認事件である。

事件票の改訂により、証人尋問を実施した公判期日等の回数(証人尋問公判回数)及び被告人質問を実施した公判期日の回数(被告人質問公判回数)を把握できることとなった。審理期間が長い事件ほど、平均証人尋問公判回数が増加し、全開廷回数に占める割合も増加する(審理期間が2年を超え3年以内の否認事件では45.9%)。他方、平均被告人質問公判回数は、審理期間が長い事件ほど緩やかに増加する傾向があるが、全開廷回数に占める割合は減少している。

平成17年11月から導入された公判前整理手続の運用状況に関する事項がデータ項目に追加された。公判前整理手続の導入後間がなく、十分な運用実績や先例の蓄積もない過渡期のものであり、同手続に付されて終局した件数も少ない(336人)ことを留保した上で、合議否認事件を例にとって統計データを見ると、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間(5.9月)は、付されなかった事件(13.1月)の半分以下である。受理から第1回公判期日までの期間は、公判前整理手続に付された事件(4.1月)の方が、付されなかった事件(2.0月)より長いが、第1回公判期日から終局までの平均期間は、公判前整理手続に付された事件(1.8月)の方が、付されなかった事件(11.1月)より圧倒的に短い。平均開廷回数は、公判前整理手続に付された事件(4.3回)では、付されなかった事件(9.7回)の半分以下であり、第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔も、公判前整理手続に付された事件(0.4月)では、付されなかった事件(1.1月)の3分の1強となっている。

また、平成17年11月以降に第1回公判期日が開かれた合議事件及び単独否認事件について、開廷時間の合計がデータ項目に追加された。平成18年に終局した報告対象人員(7097人)は、同期間に終局した合議事件及び単独否認事件の合計(9440人)の75.2%である。終局人員1人当たりの平均開廷時間は、合議自白事件で2時間40分余り(165.8分)、合議否認事件で7時間弱(419.9分)、単独否認事件で4時間30分余り(270.5分)となっている。また、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、合議自白事件で52.4分、合議否認事件で81.1分、単独否認事件で55.3分となっている。

さらに、上記報告対象人員の合議事件のうち、公判前整理手続に付された事件(303人)について見ると、終局人員1人当たりの平均開廷時間は、合議自白事件では4時間20分余り(263.2分)、合議否認事件では10時間10分余り(612.0分)となっており、いずれの場合も、同手続に付されなかった事件を大きく上回っている。また、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された合議自白事件では1時間40分余り(100.4分)、合議否認事件では2時間20分余り(144.3分)となっており、同手続に付されなかった合議事件(自白事件50.5分、否認事件71.3分)の2倍前後となっている。前記の開廷間隔を併せ考えると、公判前整理手続に付された事件では、1回の開廷時間を多くとった期日を短い間隔で実施していることがうかがわれる。

○ 民事控訴審訴訟事件について

平成18年1月から12月までの間に終局した高等裁判所の民事控訴審訴訟事件の平均審理期間は6.2月であり、全体の約70%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が1年を超えた事件は、全体の8%にとどまる。審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が多くなるが、平均期日間隔は審理期間が3年以内の事件ではおおむね一定であり、控訴審の審理期間に影響を与えているのは、主として期日回数であると考えられる。

平均人証数は0.09人であり、人証調べが実施されなかった事件が全体の約95%を占めている。これは、取り調べるべき人証は第一審において取り調べられているのが通常であり、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないためと考えられる。

当事者数と審理期間の関係をみると、当事者数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向があり、訴訟代理人の選任状況と審理期間の関係をみると、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が最も長くなっており、第一審訴訟事件と同様の傾向を示している。

平均審理期間の推移をみてみると、新受件数が概して増加傾向にある中で、昭和58年（14.2月）から平成18年（6.2月）に至るまで、ほぼ一貫して短縮している。

控訴審における専門訴訟（医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟、行政事件訴訟）の審理期間は、民事控訴審訴訟事件全体に比べると長くなっているものの、その差は、第一審における専門訴訟と民事第一審訴訟事件全体との差に比べて小さいものとなっている。これは、控訴審の審理は、第一審の審理と判決を前提とするため、その専門性等が審理期間に及ぼす影響が第一審よりも少ないためと考えられる。

○ 刑事控訴審訴訟事件について

平成18年1月から12月までの間に終局した高等裁判所の刑事控訴審訴訟事件の平均審理期間は3.2月であり、全体の6割を超える事件が3月以内に、9割を超える事件が6月以内に終局している。

平均取調べ証人数は0.2人であり、9割近い事件が証人なしで終局し、証人数2人以上の事件は1.7%にすぎない。これは、刑事控訴審が事後審であり、その審理構造上事実の取調べが限定されることが影響していると思われる。

量刑不当を控訴理由とする事件は、事実誤認を控訴理由とする事件に比べ、平均審理期間が短く、かつ、平均開廷回数が少ない傾向にある。これは、量刑不当を控訴理由とする事件の場合、控訴審での調査内容が複雑ではなく、審理に時間を要しない事件が多いためと思われる。

また、破棄自判により終局した事件は、控訴棄却により終局した事件に比べ、平均審理期間が長く、平均開廷回数もやや多い。これは、破棄自判により終局した事件の方が平均取調べ証人数が多いことなどが影響していると考えられる。

平均審理期間の推移をみると、新受人員が平成6年以降増加傾向にあるが、平均審理期間は概して減少傾向にある。

2.2 民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因の分析について

○ 民事訴訟事件について

第1回報告書及び本報告書における検討からは、平均人証数が一貫して減少していることに加え、審理期間全体に対する人証調べ期間（期日回数）の比重も下がり、審理期間が長期化する要因としては、争点整理期間の長期化の影響が最も大きいことが明らかになったと思われる（この点に関し、検証検討会でも、人証数についてはほぼ限界まで絞り込まれており、これを更に減少させる方向での審理の迅速化には慎重であるべきではないかとの意見も出された。）。

そして、争点整理にどれだけの時間を要するかは、まず、事案の性質に影響される部分が多いと思われる。例えば、当事者が多数にのぼる公害事件では、請求の法的構成が複雑で、主張及び立証も多岐にわたり、錯そうするため、争点整理も長期化する可能性がある。また、医事関係訴訟、建築関係訴訟等のような専門性の高い事件では、当事者や裁判所が的確な対応をするために相応の専門的知見を要することから、当事者の準備や争点整理に時間を要することが多い。労働関係訴訟、行政事件訴訟等では、情報や証拠の偏在、収集困難のため、証拠をめぐるやり取りや当事者の証拠収集に時間を要することもある。

また、訴訟代理人が、訴えの提起前に、依頼者からどの程度事件の内容を聴取し、関係証拠等を収集した上、分析、検討しているか、紛争の相手方との交渉がどの程度行われていたか、訴え提起後の弁護士との打合せがどのように行われているかといった点も、争点整理に要する時間に影響する要素となろう。この点は、依頼者が個人である場合のほか、企業等の組織と弁護士（顧問弁護士又は個々の事件を依頼された訴訟代理人）との関係においても同様であると思われる。

さらに、弁護士が、受任前あるいは受任後に事案の内容を的確に把握する上では、当事者自身が、紛争にかかわる証拠をどのように保存しているかが問題となる。我が国の取引慣行においては、取引の証拠を書面等の客観的な形で残さない場合も少なくない。例えば、建物の建築請負契約においては、契約書等の書面が一応作成されても、必要な具体的取決めが記載されていなかったり、契約書等の作成後に口頭で書面とは異なった内容の合意がされている事例もある。また、親族間の財産を巡る紛争などで見られるように、もともと、個々の合意や金銭の授受等について書面等の明確な証拠をやりとりする慣習がない場合もある。

我が国の訴訟実務では、裁判所は、争点整理手続において、当事者から提出される準備書面や書証を精査して事案の内容を把握し、紛争の実態に即した争点を見極めるために、積極的な関与をしている場合が多いと思われる。その過程で、上記のような事情から、訴訟代理人が迅速に事案を把握できず、あるいは当事者が的確に対応できない場合でも、裁判所は、直ちに、主張、立証責任がある側の不備であるとして請求を退けることはせず、様々な釈明を行ったり、書証の提出を促すなどしながら、粘り強く争点整理を行っていることから、争点整理期日が重ねられることになる。

このように、争点整理のために必要となる期日の回数や間隔は、訴え提起前あるいは争点整理の期日間に、訴訟代理人が、当事者とどのような打合せや準備を行い、それが争点整理期日等における手続にどのように現れるかということに大きく影響されている。そして、訴え提起前あるいは争点整理段階の訴訟代理人の準備が実効的に行われるかどうかは、その訴訟代理人の執務の在り方だけでなく、依頼者との関係、紛争の背景にある取引社会や依頼者の属する業界の慣行等の社会・経済的要因にも影響される部分が多いものと思われる。

そこで、この検証作業において、民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因を分析するに当たっては、審理期間の中で最も比重の大きい争点整理期間に着目し、訴訟手続の運営改善によって審理期間の短縮を図り得る部分と、制度その他の社会・経済的要因に影響される部分等をできるだけ明確にし、前者については更なる運営改善のための方策を検討し、後者については、迅速化法が予定する様々な基盤整備を行うための的確な視点や資料を提供していく必要があると考えられる。

第2回目の結果公表に向けた検証作業においては、まず、審理に時間を要する傾向があり、既にその要因についての検討が進んでいる医事関係訴訟、建築関係訴訟等については、上記のような観点から、審理期間に影響を及ぼす要因を多角的に分析するとともに、既に実施されている施策についても、その効果、課題等を明らかにすることとした。

他方、第1回報告書及び本報告書でも明らかなおり、審理期間が2年を超える事件の中で、上記の医事関係訴訟、建築関係訴訟等が占める割合は大きくない（医事関係訴訟は5.8%、建築関係訴訟は7.2%にすぎない）。これに対し、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「土地」といった事件タイプの審理期間2年を超える事件全体に占める割合は、5割を超えている（「その他の損害賠償」は21.8%、「金銭のその他」は18.8%、「土地」は11.8%）。しかしながら、統計データからは、これらの事件がどのような内容の事件であるか明らかでないため、これらの事件の審理期間に影響を及ぼす要因を検討するためには、まずもって、これらの事件がどのような内容、性質を有する事件か、その審理、特に、争点整理の観点からどのような問題を抱えているのかを把握する必要がある。そこで、検証検討会における意見も踏まえ、裁判官に対し、これらの事件を中心として、審理の実情等に関するヒアリング調査を実施した。ヒアリングの対象庁は、地域のバランス、庁の規模、本庁・支部の別等の諸要素を考慮し、地方裁判所の本庁及び支部各8庁、合計16庁とし、各地で民事訴訟事件を担当する複数の裁判官から審理の実情等を聴取した。このヒアリング調査の結果は、後記の民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因の検討に活用している。

ところで、上記のとおり、争点整理の期間に影響する要因を検討する上では、訴訟代理人が、訴え提起前あるいは争点整理の期日間に、依頼者とどのように打合せを行っているのか、証拠の収集のためにどのような活動をしているのか、効率的な準備をする上でどのようなあい路があるのかなどといった点について、その実態を把握することが不可欠である。今回のヒアリングにおいても、裁判官側から、争点整理における訴訟代理人の関与の在り方、問題点等について様々な見方が示されたが、これはあくまで裁判官側からの見方である点で、一面的なものであることは否定できない。今後、よりの確で多角的な検証を行うためには、弁護士側からも、依頼者との関係、訴え提起前あるいは争点整理の期日間の準備等の実情や問題点についてヒアリング調査を行うことが課題であると考えられる（この点は、検証検討会でも指摘されたところである）。

○ 刑事訴訟事件について

刑事訴訟事件については、もともと長期化している事件の数が少ない（平成18年に終局した事件のうち審理期間が2年を超える事件は0.3%にすぎない。）ため、それらを類型化して審理の長期化要因の分析を進めていくと、事件の個性や特殊性の影響が強くなるおそれがある。そこで、刑事訴訟事件については、審理に時間を要する否認事件及び審理期間が2年を超える事件につき統計データに基づいて作成した審理モデルや、審理に長期間を要した事件に基づいて作成した審理パターンを参考にしつつ、実務経験上、審理期間が長期化する要因として認識されている事情を列挙し、分析、検討するという手法を採用した。

刑事訴訟事件においては、強制捜査権を持つ捜査機関が十分な捜査を行い、検察官が被告人の有罪を立証するだけの十分な証拠があると判断した事件を起訴するものであり、一般的には、起訴段階での事案の把握が不十分であるといった事例は少ない。また、民事訴訟と比べると、被告人側の事情や訴訟手続外の社会・経済的要因等が、直接に訴訟の進行に影響を及ぼすことも少なく、審理期間全体に対する、証人尋問や被告人質問等の公判廷における証拠調べに要する時間の比重が大きい。そこで、刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因を検討するに当たっては、事案の複雑困難さ、当事者による争点及び証拠の整理の実効性、あるいは当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮権の在り方等といった訴訟手続の運営の在り方に密接に関連する部分が多くなることは避け難い。

他方、平成21年5月までに実施が予定されている裁判員制度の円滑な運営のためには、裁判員の負担を軽減するという観点から、迅速で分かりやすい審理の実現が不可欠であり、現在、法曹三者において、模擬

裁判等を通じた検討が重ねられている。また、平成17年11月から、刑事訴訟事件の争点整理の実効性を格段に強化する公判前整理手続が導入されているが、公判前整理手続は、少なくとも制度的には、従来、争点整理が効果的に行われなかったことに起因する長期化要因の多くを改善する可能性を有している。

刑事訴訟の審理期間は、このような制度の変革によって大きな影響を受けるものであるが、新たな制度が所期の機能を果たすための条件の検討という観点からも、従来の制度や手続の下での長期化要因を分析しておくことは意義のあることだと考えられる。

2.3 民事訴訟事件の審理期間の実情に関する海外調査について

民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因をより多角的な視点から分析する上で、諸外国の民事裁判制度の運営や審理期間の状況等を見ておくことも有益であろう。

そのような観点から、最高裁判所では、平成19年1月から2月にかけて、フランス、ドイツ、イギリス及びアメリカに裁判官を派遣し、各国における民事訴訟の審理期間に関する面談調査を行った。この面談調査は、主として、各国の司法行政担当者、裁判官、弁護士、学者等に対してインタビューを実施したものである。これによって得られた情報は、面談の相手方個人の感覚や考え方に基づくものであり、必ずしも客観的なものばかりではないし、網羅的なものでもない。また、言うまでもなく、各国の司法制度やその運用は、それぞれの国の歴史的・社会的背景と密接不可分のものであり、表面的な現象面だけをとりえて、我が国の民事訴訟の運営と比較することも相当ではない。

その意味では、今回の海外調査の結果は、我が国の民事訴訟の審理期間に関する分析、検討を行う際に、直接当てはめることのできるようなものではないものの、例えば、争点整理に対する裁判官の関与の実情等に関して、興味深い情報を含んでいるように思われるため、民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因の検討の後に、参考までに収録することとした。

2.4 検証検討会の実施状況

平成17年7月の第1回結果公表以降、第2回目の公表に向けて、検証検討会は計10回開催された。各回のテーマ等は【表1】のとおりである。

第11回から第14回までの検証検討会において、審理期間に影響を及ぼす要因に関する分析方法について意見交換がされ、民事事件については裁判官に対するヒアリング調査を実施すること、刑事事件については審理パターンに基づく分析を行うことについて了解された。そして、第15回以降、ヒアリング調査結果及び審理パターンに基づき、様々な角度から意見交換がされた。

また、第15回以降、今回の公表に向けた第一審訴訟事件及び控訴審訴訟事件に関する統計データに基づいて、意見交換が行われた。

【表1】 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第11回	平成17年7月20日	・第1回検証報告書について ・今後の検証の在り方について
第12回	平成17年11月2日	・第1回検証報告書について ・審理期間にかかわる各種要因について
第13回	平成18年2月9日	・審理期間にかかわる各種要因について
第14回	平成18年3月16日	・民事訴訟事件に関するヒアリング調査（試行）の結果報告 ・刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因に関する検討の方向性について
第15回	平成18年7月21日	・高裁控訴審事件の審理の状況について（民事・刑事） ・刑事訴訟事件に関するパターン分析について
第16回	平成18年10月19日	・高裁控訴審事件の審理の状況について（民事・刑事） ・民事訴訟事件に関するヒアリング調査の結果報告
第17回	平成18年12月5日	・高裁控訴審事件の審理の状況について（民事） ・第一審訴訟事件の審理の状況について（民事） ・刑事訴訟事件に関するパターン分析について
第18回	平成19年1月31日	・第一審訴訟事件の審理の状況について（民事・刑事） ・民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について ・刑事訴訟事件に関するパターン分析について
第19回	平成19年4月13日	・第2回検証報告書概要について
第20回	平成19年5月11日	・第2回検証報告書概要について ・民事訴訟の審理期間に関する海外調査結果報告